○北秋田市建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱

平成18年11月27日
告示第31号

（目　的）

第１条　この要綱は、市が発注する測量、設計及び調査の業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の競争入札（以下「入札」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

（資格審査）

第２条　市長は、入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）から、別表１に掲げる業務の種類ごとに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

２　資格審査は、２年に１回定期の審査を行うものとし、中間年に追加の審査を行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合はその都度、審査を行うことができる。

３　次の各号に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第1項の規定に該当する者

(2) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者であると認められる者

(3) 測量業務にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５の規定による登録、建築関係建設コンサルタント業務（建築一般のみ）にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の１の規定による登録を受けていない者

(4) 申請書提出日において、その直前二営業年度に建設コンサルタント業務等の実績のない者。ただし、第３条第２項の登録状況及び技術者の保有状況等により資格審査することが適当と認められる場合を除く。

（申　請）

第３条　市長は、申請者に対し、北秋田市建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)と次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。

(1) 法令等による登録の通知の写し

(2) 測量等実績調書

(3) 技術者経歴書

(4) 申請者が法人である場合は審査基準日の属する営業年度の直前１年の営業年度における貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は審査基準日の属する営業年度の直前１年の営業年度における貸借対照表及び損益計算書

(5) 営業経歴書

(6) 申請者が法人である場合は商業登記簿謄本の写し

(7) 入札、契約等の権限を支店長等に委任する場合は委任状

(8) 納税証明書等
(9) 申請者が公益法人（民法第34条の規定により設立された法人をいう。）であるときには、定款又は寄附行為
２　申請者が次に掲げる者であるときには、次に掲げる書類をもって前項(1)～(5)の書類に代えることができる。
１）建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条に規定する登録簿に登録されている者をいう。）
建設コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写し
２）補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条に規定する登録簿に登録されている者をいう。）
補償コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の写し
３）地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年告示建設省第718号）第２条に規定する登録簿に登録されている者をいう。）
地質調査業者登録規程第７条に規定する現況報告書の写し
（申請書の受付時期及び提出部数等）
第４条　資格申請書の受付時期は受付する年の１月から２月までの間で市長が定める期間とする。
２　資格申請書及び添付書類の提出部数は、１部とする。
３　申請書の提出先は、財政課とする。
（資格者名簿への登載）
第５条　市長は資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者については、資格者名簿に登載するものとする。
２　名簿の有効期間は、次期の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。
（入札参加資格の取り消し）
第６条　市長は、次の各号の一に該当する者について、入札参加資格を取り消すものとする。
(1) 第２条第３項(1)～(3)に掲げる要件に該当するに至った者
(2) 営業を廃止した者
(3) 虚偽の申請等により入札参加資格を受けた者
(4) 入札参加資格の取消の申し出があった者
（変更届）
第７条　有資格者は、次の事項について変更があった場合は、すみやかに北秋田市建設コンサルタント業務等入札資格に係る変更届を市長に提出しなければならない。
(1) 法令等による登録に係る登録番号及び登録年月日
(2) 商号又は名称
(3) 代表者又は受任者の氏名

(4) 住所又は所在地
(5) 電話番号
（指名の基準）
第８条　市長は、別表１の左欄に掲げる業務に対応する入札参加資格を受けている者のうち、原則として市内業者から指名するものとする。
２　前項の規定により指名する業者の数は、５人以上とする。
ただし、特別な技術を要する業務を実施する場合、又は業務の種類、内容、若しくは、地域の建設コンサルタント業者等の能力等を勘案し、これにより難いと認められる場合は、有効な競争力を確保した指名数とする。
（指名時の留意事項）
第９条　指名においては、次の事項に留意しなければならない。
（イ）　信用度
（ロ）　手持ち業務の状況
（ハ）　技術者の保有状況
（ニ）　業務の実績
（ホ）　その他
（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表）
第10条　市長は、次の各号に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。
（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の５第１項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
（２）自治令第167条の11第２項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
（３）指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
２　市長は、業務（予定価格が２５０万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に綿密に関連する業務であって、北秋田市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該業務ごとに遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。
（１）　自治令第167条の５の２の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
（２）　一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称、並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
（３）　指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
（４）　入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）

（５）　落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
（６）　自治令第167条の10第１項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
（７）　自治令第167条の10第２項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
（８）　自治令第167条の10の２第１項若しくは第２項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の２第１項若しくは第２項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項
ア　当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
イ　自治令第167条の10の２第３項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準
ウ　自治令第167条の10の２第１項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が北秋田市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
エ　自治令第167条の10の２第２項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が北秋田市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
（９）　次に掲げる契約の内容
　ア　契約の相手方の商号又は名称及び住所
　イ　業務の名称、場所、種別及び概要
　ウ　業務着手の時期及び業務完成の時期
　エ　契約金額
（10）　随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
３　市長は、前項の業務について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく変更後の契約に係る同項第９号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
４　前３項の規定による公表は、市のホームページへの掲載及び市庁舎内での閲覧に供さなければならない。
５　第２項又は第３項の規定により公表した事項については、少なくとも公表した日（第２項第１号から第８号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については

、契約を締結した日）の翌日から起算して１年間が経過するまで掲載しなければならない。

（準用規定）

第11条　北秋田市建設工事入札制度実施要綱第６条（資格審査結果の通知）・第11条（資格審査委員会の設置）・第12条（資格審査委員会の組織）・第13条（委員長）・第14条（資格審査委員会の会議）・第17条（入札参加資格の基準）・第18条（入札審査会）・第19条（入札審査会の会議）・第20条（指名停止）の規定はこの要綱に準用する。この場合、格付業者とあるのは有資格業者と、建設工事とあるのは別表１の第１欄に掲げる業務と読みかえる。

（庶　務）

第12条　資格審査委員会及び入札審査会の庶務は、財政課で行うものとする。

（委　任）

第13条　この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附　則

この告示は、平成18年12月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

別表１

第１欄（業務の種類）	第２欄（業務の概要）	第３欄（業務の内容）
測量業務	土地の測量(地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。）を行う業務	測量一般、地図の調整、航空測量
土木関係建設 コンサルタント業務	土木に関する工事の設計若しくは土木に関する調査、企画、立案、若しくは助言を行う業務	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画、施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
建築関係建設 コンサルタント業務	建築に関する工事の設計及び監理若しくは建築に関する工事に関する調査､企画、立案、若しくは助言を行う業務	建築一般、建築構造、建築設備
補　　償 コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用､これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
地質調査業務	地質又は土質について調査､計測､解析､判定することにより､土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築等の工事に関する調査､企画､立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務	地質調査
環境調査業務	環境全般について調査､計測､解析､判定を行う業務	騒音調査、振動調査、大気調査、日照調査、電波調査、水質調査、土壌調査